

地下水保全堆肥広域流通促進事業
(耕種地帯堆肥利用体制整備対策) 実施要領

第1 目的

家畜排せつ物の適正な処理・管理による良質堆肥生産と併せ、堆肥の地域偏在性の解消による地下水質の保全を図るために、耕種農家による土づくりを基本とした堆肥の広域的利用を可能とする体制を整備する。

第2 事業実施

この事業の実施については、地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知）、地方創生推進交付金交付要綱（平成29年6月27日付け府地事第466号内閣府事務次官通知）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 事業の内容等

この事業の事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表のとおりとし、県は予算の範囲内において補助するものとする。

第4 事業の推進体制

この事業を実施する事業実施主体は、広域本部及び広域本部地域振興局の農業普及・振興課、市町村、農業協同組合等関係機関と連携し、積極的な取組がなされる体制であること。

第5 事業実施計画の認定申請

- 1 要項第3条の事業実施計画承認申請書は、別に知事が定める期日までに提出するものとする。
- 2 事業実施計画承認申請書（要項別記第1号様式）に添付する書類は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 事業実施計画書（別紙1号及び2号様式）
 - (2) その他知事が必要と認める書類

第6 事業実施計画の変更承認申請

要項第5条第1項の事業実施計画変更承認申請書（要項別記第2号様式）に添付する書類は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業実施変更計画書（別紙1号及び2号様式を準用する。）
- (2) その他知事が必要と認める書類

第7 補助金の交付申請

要項第6条第2項の補助金等の交付申請書（要項別記第3号様式）に添付する書類の様式は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書（別紙1号様式を準用する。）
- (2) 収支予算書（要項別記第4号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

第8 補助金の変更交付申請

要項第8条第2項の事業変更申請書（要項別記第6号様式）に添付する書類の様式は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業変更計画書（別紙1号様式を準用する。）
- (2) 変更収支予算書（要項別記第4号様式を準用する。）
- (3) その他知事が必要と認める書類

第9 交付決定前着工

要項第9条第1項の補助金等交付決定前着工承認申請書の様式は、別紙3号様式によるものとする。

第10 事業実績報告書

要項第13条第2項の補助事業等実績報告書（要項別記第11号様式）に添付する書類の様式は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業実績書（別紙1号及び2号様式を準用する。）
- (2) 収支精算書（要項別記第4号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

第11 補助金の請求

要項第15条第2項の規定により、補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、別紙4号様式を添付するものとする。

第12 財産処分の制限

要項第17条第1項の別に定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間を準用する。

附則

この要領は平成27年5月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成27年10月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成30年3月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表

事業種類	事業内容	補助事業者及び事業実施主体	採択要件	補助率
耕種地帯堆肥利用体制整備対策事業	<p>この事業は、堆肥の広域的流通を促進するために、耕種農業者が、堆肥を必要な時期に適切な量を利用するために堆肥保管施設、堆肥散布機等の整備を行う取組みに対して助成する。</p> <p>(1) 対象となる施設 堆肥保管施設</p> <p>(2) 対象となる機械 堆肥の積込み、運搬、散布に係る機械</p>	<p>市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 営農集団</p> <p>ただし、農事組合法人及び営農集団が事業主体として実施する場合は市町村が補助事業者として実施することができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が農事組合法人、営農集団にあつては、耕種農業者を主体とする組織であること。 ・堆肥保管施設で保管する堆肥は、県内畜産農家から供給された堆肥であること。 ・堆肥の利用供給協定が結ばれていること、又は当該年度までに協定を結ぶことが確実に見込まれること。 ・事業主体が営農集団である場合は、農協及び市町村の支援が行われること。 	<p>1 / 2 以内</p> <p>事業費の一部を市町村または農業協同組合が負担する場合は、積極的に採択する</p>

別紙1号様式

第1 事業実施計画書

地下水保全堆肥広域流通促進事業費の補助金の対象となるもの

市町村名：

市町村名	事業実施 主体名	施設の 所在地	事業名		対象作目 等名 (作物名)	受益		事業内容 (工種、施設区 分、構造能力等)	事業量 (単価、回 数、基数、台 数、面積等)	竣工予定 年月日	事業費	負担区分				備考
			対象事業名	事業種目名 (取組名)		戸数	地目別 面積 頭羽数 (ha、頭、羽)					国費	県費	市町村費	その他	
											円	円	円	円	円	
								消費税			0				0	
											0		0	0	0	
											0		0	0	0	

別紙2-1号様式

整理番号	No.
実施年度	平成 年度

平成 年度地下水保全堆肥広域流通促進事業計画書

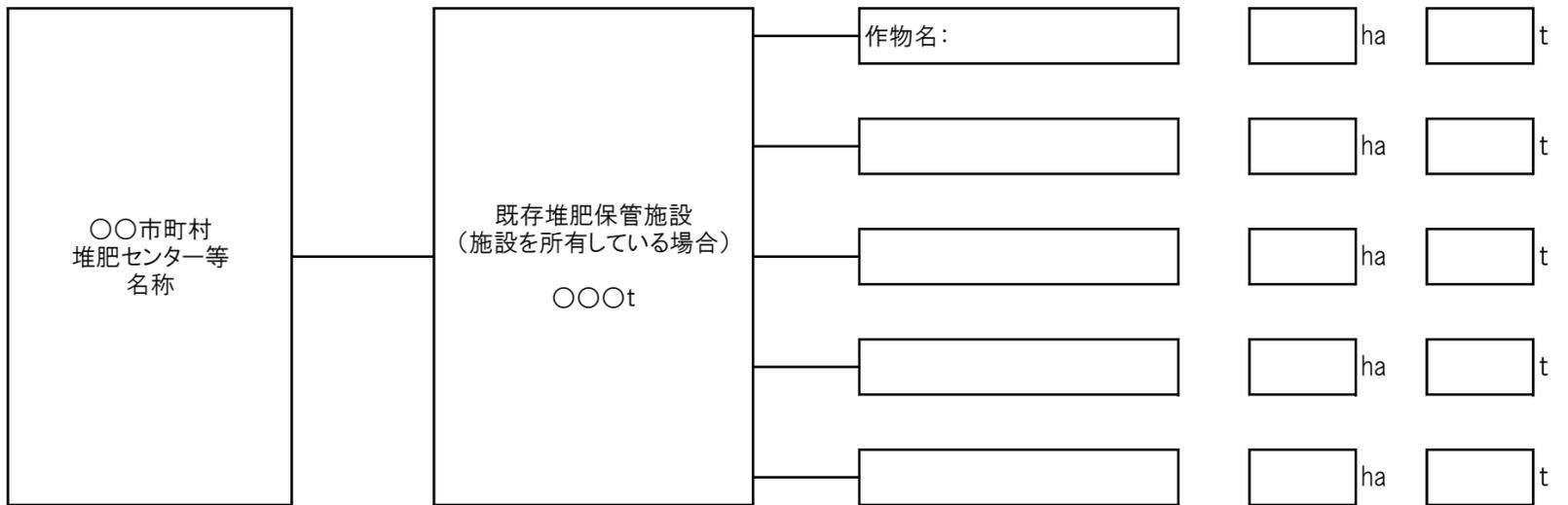
事業実施主体名：

平成〇年〇月〇日

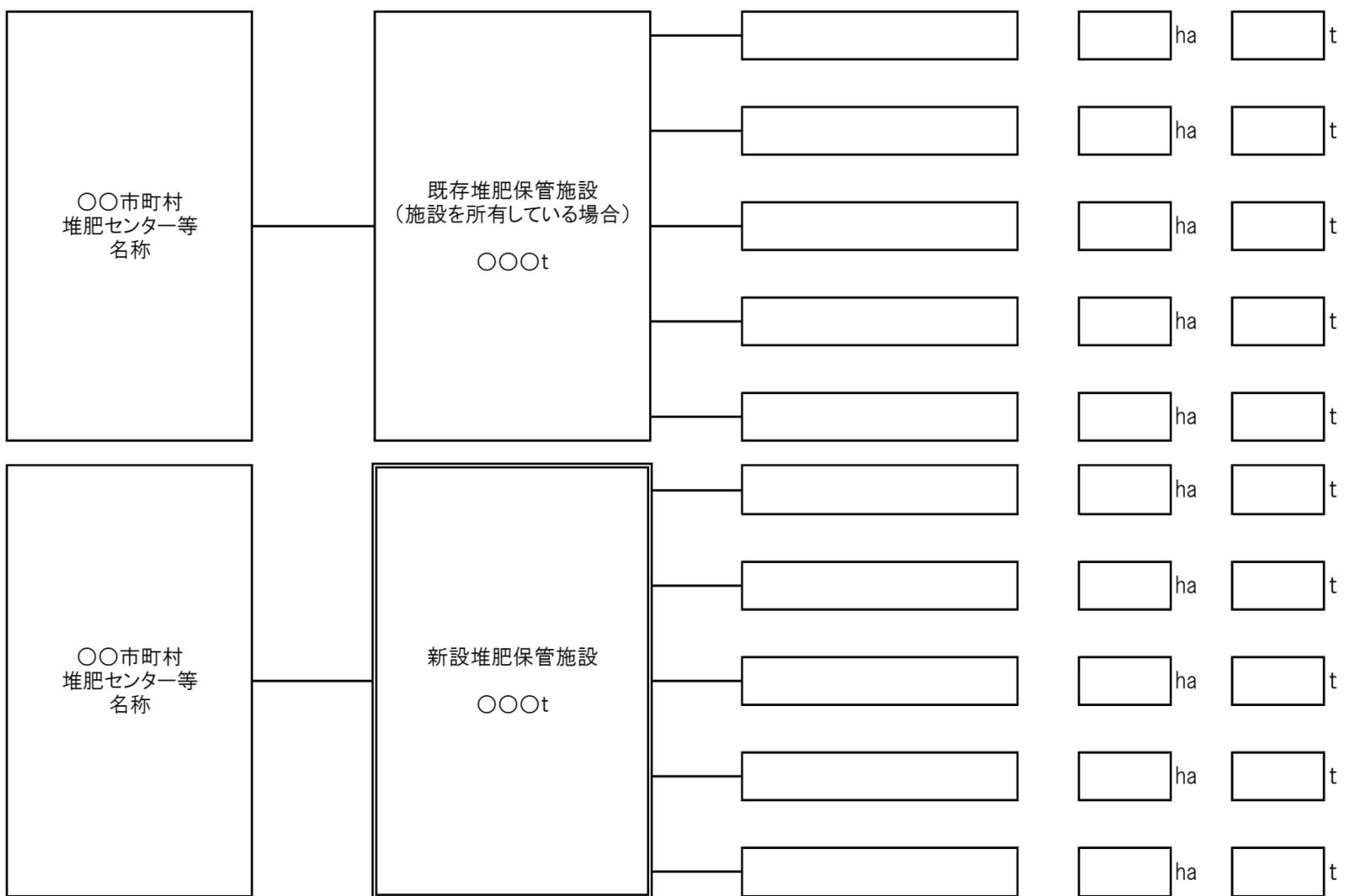
熊本県

2)フローチャート

現況（既存の保管施設を所有している場合は記載すること）



計画



4) 農振制度との検討結果表

県名：熊本県

市町村名	地区名	農業振興地域 指定年月日	農振整備計画 認可年月日	特別管理地域 等指定年度	事業実施 予定年度	事業内容⑤		
		①	②	③	④	土地基盤	施設	その他

事業対象（受益）面積⑥					施設の設置場所⑦					検討結果⑧
農用区域（用途区分）				農振白地 （農振地域 内の農用 区域外）	その他 の地域 （農振外）	農用区域（用途区分）		農振白地 （農振地域 内の農用 区域外）	その他 の地域 （農振外）	
農地	採草 放牧地	混牧 林地	農業用 施設用地			農業用施設用地	その他（農地・採草 放牧地・混牧隣地）			
ha	ha	ha	m ²	ha	ha					

第 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

平成 年度地下水保全堆肥広域流通促進事業（耕種地帯堆肥利用体制整備対策事業）交付決定前着工承認申請書

平成 年度地下水保全堆肥広域流通促進事業（耕種地帯堆肥利用体制整備対策事業）について、別記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 事業種目
- 2 事業量
- 3 事業費
- 4 事業主体
- 5 着工予定年月日
- 6 竣工予定年月日
- 7 補助金等交付決定前着工を必要とする理由
- 8 工程表 別紙に記載

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

別紙4号様式

平成〇〇年度地下水保全堆肥広域流通促進事業(耕種地帯堆肥利用体制整備対策事業)費補助金概算払(前金払い)請求明細書
市町村名()

地区名	事業種類 (事業種目)	事業主体名	事業費	補助金(A)	補助金中 9割相当額	既受領額(B)		今回請求額(C)		残額(A-B-C)		事業完了 予定日	備考
						金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
			円	円	円	円	%	円	%	円	%		
合 計													

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

〇〇広域本部〇〇地域振興局農業普及・振興課長 〇〇〇〇 印

堆肥保管施設の規模計算

作物別堆肥利用計画(全体)

作物名	作付面積 (ha)	うち堆肥 投入面積 (ha)	堆肥 投入量 (t/10a)	堆肥 需要量 (t)	月別利用量(t)													
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
																		0
																		0
																		0
																		0
																		0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

以下により堆肥保管施設の規模決定を行う((一財)畜産環境整備機構の規模計算方法に準じる)。

<p><規模計算></p> <p>1 計算諸元</p> <p>(1)堆肥保管施設への堆肥搬入量</p> <p>(2)堆肥保管施設から、耕種農家への仕向量</p> <p>(3)堆肥保管施設での保管日数</p> <p>(4)堆肥保管施設の側壁高(m)又は堆積高(m)</p> <p>2 規模計算</p> <p>堆肥保管施設の必要面積(柱芯芯面積)は、次の算式により計算する。</p> $M = (A \div 12) \times (B \div 30) \div C \div H$ <p>M: 必要面積㎡ 計算結果 0 m²</p> <p>A: 堆肥保管施設への堆肥搬入量(1年間当たり重量トン)</p> <p>B: 堆肥保管施設での保管日数(1年間における保管日数)</p> <p>C: 堆肥保管施設での堆肥の比重(平均:0.5~0.6)</p> <p>H: 堆肥保管施設の側壁高m又は堆積高m</p>	<p><計算結果></p>
--	---------------------

マニアスプレッダーの稼働計画について

1 稼働計画

区 分	堆肥保管施設から耕種農家（散布ほ場）への運搬作業			
月 別	稼働 日数 日	運搬・散布延台数 台	散布 面積 ha	散布量 t
4月		0	0	0
5月		0	0	0
6月		0	0	0
7月		0	0	0
8月		0	0	0
9月		0	0	0
10月		0	0	0
11月		0	0	0
12月		0	0	0
1月		0	0	0
2月		0	0	0
3月		0	0	0
年度計	0	0	0	0

2 上記の散布機械を必要とする理由

（理由）記入例
 今回整備する堆肥保管施設において、切り返しによる調整作業、堆肥の置き場所の移動、耕種農家の圃場への運搬時の積込み作業を効率的に行うために、ショベルローダー（バケット容量 m^3 ）が必要となる。ショベルローダーのバケット容積計算は別紙〇のとおり。

別添 4

ショベルローダーのバケット容積計算について（例）

I バケット容積計算方法について

- (1) 次のⅡの表に堆肥置き場の規模諸元及びショベルローダーの作業諸元を入力する
- (2) Ⅲの表に計算結果が出力されます。
- (3) Ⅳの表でショベルローダーの必要容積を決定します。

Ⅱ 次の表に堆肥置き場の規模諸元及びショベルローダーの作業諸元を入力してください

項 目	諸 元	単 位
(1) 堆肥置き場の巾（タテ）	8.00	m
(2) 堆肥置き場の長さ（ヨコ）	20.00	m
(3) 堆肥の堆積高（側壁×0.8の高さから側壁高の間）	2.00	m
(4) 1カ月当たりの繰り返し作業（調整作業）を行う日数	4.00	日
(5) 1日当たりの作業時間	3.00	時間
(6) ショベルローダー1回当たりの作業時間	1.00	分

Ⅲ 計算結果は次のとおりです。

項 目	計算結果	単 位
(1) 堆肥置き場の堆積の容積 算式＝巾×長さ×堆積高	320.00	m ³
(2) 1カ月当たりの繰り返し容積 算式＝堆積容積÷1カ月当たり繰り返し作業日数	80.00	m ³
(3) 1時間当たりの繰り返し容積 算式＝1日当たりの繰り返し容積÷1日当たり作業時間	26.67	m ³
(4) 1時間当たりの繰り返し回数 算式＝60分÷ショベルローダー1回当たりの作業時間（分）	60.00	回
(5) 1回当たりの繰り返し容積 算式＝1時間当たりの繰り返し容積÷1時間当たりの繰り返し回数	0.44	m ³

Ⅳ ショベルローダーのバケットの必要容積の計算

項 目	計算結果	単 位
(1) 有効容積	0.44	m ³
(2) 有効容積率（80%）	0.555556	m ³
(3) 小数点第2位を切り上げ	0.6	m ³

以上の計算から 0.6 m³程度のバケット容量のショベルローダーを選定する。

ダンプカー及びトラックの稼働計画について

1 稼働計画

区 分	合 計 (A) + (B)			堆肥センター等へ 堆肥の受取が発生する場合 (A)			堆肥保管施設から 散布圃場への運搬 (B)		
	稼働 日数 日	稼働 日数 台	運搬量 t	稼働 日数 日	稼働 日数 台	運搬量 t	運搬・散 布延台数 台	散布 面積 ha	散布量 t
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
年度計									

2 上記の散布機械を必要とする理由

(理由) 記入例
 畜産地帯の堆肥センター等へ堆肥の受取が発生する場合や、堆肥保管施設から散布圃場へ堆肥を運搬する場合に使用する
 ため。